

可児市景観形成助成金交付要綱

平成22年 3月31日

訓令甲第11号

改正 平成24年 6月29日訓令甲第69号

平成28年 3月31日訓令甲第15号

(趣旨)

第1条 この訓令は、可児市景観条例(平成20年可児市条例第42号。以下「条例」という。)第23条の規定に基づき、良好な景観の形成に寄与する行為を行う者等に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、可児市補助金等交付規則(昭和60年可児市規則第24号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成金の交付の対象となる行為(以下「助成対象行為」という。)は、次に掲げる行為とする。

- (1) 条例第8条に規定する景観形成重点地区(以下「重点地区」という。)の区域内において、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第16条第1項各号の規定による届出をした者が行う良好な景観の形成に寄与すると認められる行為
- (2) 重点地区の区域内において、当該区域内の土地所有者等で構成された自治会等の団体が3年以内の計画期間を定めて行う良好な景観の形成に寄与すると認められる行為
- (3) 法第19条第1項の規定により指定した景観重要建造物の保存のための行為
- (4) 法第28条第1項の規定により指定した景観重要樹木の保存のための行為
- (5) 法第81条第1項に規定する景観協定(以下「協定」という。)の目的となる土地の区域内において、当該区域内の土地所有者等で構成された自治会等の団体が行う良好な景観の形成に寄与すると認められる行為

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、助成対象行為を行うために必要な経費(以下「助成対象経費」という。)ごとに別表に定める額とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 市長は、前項の規定により算定された助成金(第2条第1号に規定する行為に係る助成金に限る。)の額の5分の1に相当する額を可児市地域通貨事業実施要綱(平成26年可児市訓令甲第13号)に定める地域通貨により交付するものとする。この場合において、当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付の制限)

第4条 助成金の交付の制限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号又は第3号に定める行為で、助成金の交付の限度額に達したものについては、最初に助成金の交付を受けた年度の末日から15年以内は助成金の交付の対象としない。
- (2) 第2条第2号に定める行為に係る助成金の交付は、同一行為につき1回までとする。
- (3) 第2条第4号に定める行為で、過去に助成金の交付を受けているものについては、

前回は助成金を受けた年度の末日から5年以内は助成金の交付の対象としない。
(4) 第2条第5号に定める行為に係る助成金の交付は、通算3回までとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第3条に規定する交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 助成対象行為の実施前の写真
- (2) 助成対象行為の実施箇所の位置図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第2条第1号又は第3号の行為に係る申請者は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 実施設計図書
- (2) 見積書又は工事請負契約書の写し

(交付の決定)

第6条 市長は、助成金の交付を決定するときは、規則第4条第1項に規定する交付指令書により申請者に通知するものとする。

2 助成金の交付の決定に当たっては、当該助成金の対象となった建築物等については、最初に助成金の交付を受けた年度の末日から15年間は取り壊さないものとするを条件とする。

(変更の承認)

第7条 市長は、規則第8条に規定する変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、景観形成助成金交付変更承認書(別記様式第1号)により申請者に通知する。

(完了報告)

第8条 申請者は、助成対象行為が完了したときは規則第9条に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 助成対象行為の実施後の写真
- (3) 工事費内訳書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の請求及び交付)

第9条 市長は、規則第10条の規定により助成金(第2条第1号に規定する行為に係る助成金に限る。)の額を確定したときは、規則第10条に規定する交付額確定通知書と併せて、景観形成助成事業地域通貨引換証(別記様式第2号。以下「引換証」という。)を申請者に交付するものとする。

2 申請者は、前項の規定により交付額確定通知書及び引換証の交付を受けたときは、当該引換証及び規則第11条に規定する交付請求書を市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令甲第69号)

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令甲第15号）

- 1 この訓令は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の可児市景観形成助成金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区分	助成対象経費	助成金の額
第2条第1号に規定する行為	法第16条第1項第1号に規定する建築物の建築等に係る整備費及び同項第2号に規定する工作物の建設等に係る整備費（門、塀等に係るものに限る。）	助成対象経費の2分の1以内の額。ただし、50万円を限度とする。
第2条第2号に規定する行為	自治会等が実施する景観形成のための団体活動事業費	助成対象経費の全額。ただし、1年につき100万円を限度とする。
第2条第3号に規定する行為	建築物の外観の保存に係る整備費	助成対象経費の3分の2の額。ただし、100万円を限度とする。
	門、塀等の工作物の外観の保全に係る整備費	助成対象経費の3分の2の額。ただし、50万円を限度とする。
第2条第4号に規定する行為	樹木の保存等に係る経費	助成対象経費の3分の2の額。ただし、20万円を限度とする。
第2条第5号に規定する行為	協定に基づき行う景観形成のための団体活動事業費	助成対象経費の2分の1の額。ただし、1年につき20万円を限度とする。

別記様式（略）